

## 横浜市高齢者施設等物価高騰対策支援金（令和5年度下半期分）交付要綱

制定 令和5年10月12日 健高施第3062号（副市長決裁）

### （趣旨）

第1条 この要綱は、原油価格・物価高騰に直面している中であって、市内の高齢者施設等がその負担を利用者に価格転嫁することなく各種サービスを安定して行うために、光熱費・燃料費及び食材費の高騰に対する支援として実施する支援金（以下「物価高騰対策支援金」という。）の交付に関し、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

### （交付対象者）

第2条 物価高騰対策支援金の交付対象者は、本市の認可または指定等を受けて別表に掲げる事業を実施する事業者（以下「事業者」という。）であって、令和6年1月1日時点で横浜市内において事業所を開設しており令和6年3月31日まで事業を継続する見込みのある者とする。

ただし、次の各号に掲げる事業者を除く。

- (1) 申請日時点で事業を開始し、1か月を経過していないもの。
- (2) 申請日時点で事業の廃止または休止を行っているもの。
- (3) 令和5年10月1日から令和6年3月31日までの間に物価高騰を理由とした光熱費・燃料費の利用者負担の額を引き上げた、または、行う予定のもの。また、1日3食提供する入所施設については、物価高騰を理由とした光熱費・燃料費及び食材費いずれか一つでも利用者負担の額を引き上げた、または、行う予定のもの。

ただし、申請日時点までに利用者に当該引き上げ額の返金等を実施し、利用者への価格転嫁を解消した場合においては、交付対象者として取り扱うものとする。

- (4) 指定管理者制度により運営しているもの

ただし、横浜市老人福祉施設条例第1条に規定する老人福祉施設で、同条例第3条第1項及び2項に規定する事業を実施する者は、交付対象者として取り扱うものとする。

### （支援金の額）

第3条 前条の規定により交付対象者に対して交付する物価高騰対策支援金の金額は、別表のとおりとする。

### （支援金の対象経費）

第4条 物価高騰対策支援金の対象経費は、事業所において負担する光熱費・燃料費及び食材費ほか、物価高騰の影響を受けた経費とする。

なお、本事業補助金には消費税及び地方消費税は含まないため、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告は要さないものとする。

### （交付申請）

第5条 物価高騰対策支援金の交付を受けようとする事業者は、横浜市物価高騰対策支援金（令和5年度下半期分）交付申請書兼実績報告書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に申請書様式で定める必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

(申請期限)

第6条 物価高騰対策支援金の交付を受けようとする事業者は、市長が、別途定める期限までに申請するものとする。

(交付決定及び額の確定等)

第7条 市長は、第5条の規定により申請書が提出されたときは、その内容を審査し、物価高騰対策支援金を交付すべきものと認めたときは、横浜市物価高騰対策支援金（令和5年度下半期分）交付決定通知書兼交付額確定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、物価高騰対策支援金を交付すべきでないと認めたときは、横浜市物価高騰対策支援金（令和5年度下半期分）不交付決定通知書（様式第3号。以下「決定通知書」という。）により通知するものとする。

(交付決定の取消し及び支援金の返還)

第8条 市長は、偽りその他不正な行為により物価高騰対策支援金の交付を受けた者に対して当該交付決定の全部または一部を取り消し、交付した物価高騰対策支援金の返還を命じるものとする。

2 市長は、前項の規定により取消しを行ったときは、横浜市物価高騰対策支援金（令和5年度下半期分）交付決定取消通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助金規則第14条第1項に規定する実績報告は、第5条に定める横浜市物価高騰対策支援金（令和5年度下半期分）交付申請書兼実績報告書（様式第1号）により行うものとする。

(交付の請求)

第10条 申請者は、横浜市物価高騰対策支援金（令和5年度下半期分）交付請求書（様式第5号。以下「請求書」という。）を作成し、第5条で規定する交付申請書とともに市長に提出するものとする。

(関係書類の保存)

第11条 物価高騰対策支援金の交付を受けた申請者は、この支援金に係る関係書類について、物価高騰対策支援金の交付を受けた翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

(調査又は報告)

第12条 市長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するために必要があるときは、補助事業者等に対して、補助事業等の遂行に関する状況を調査し、又は報告を徴することができる。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年10月12日から施行する。

別表（第2条及び第3条関係）

老人福祉法（昭和38年法律第133号）、介護保険法（平成9年法律第123号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する施設・事業所

区分	事業所・施設種別	令和5年 10/1以前開設	令和5年 10/2～ 11/1開設	令和5年 11/2～ 12/1開設	令和5年 12/2～ 令和6年 1/1開設	令和6年 1/2以降開設
1	居宅介護支援事業所、居宅療養管理指導、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、福祉用具貸与・販売、訪問リハビリテーション、訪問介護、訪問看護、訪問入浴介護、夜間対応型訪問介護、予防支援	1事業所当たり 18千円	1事業所当たり 15千円	1事業所当たり 12千円	1事業所当たり 9千円	—
2	地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護	1事業所当たり 90千円	1事業所当たり 75千円	1事業所当たり 60千円	1事業所当たり 45千円	—
3	通所リハビリテーション、通所介護	1事業所当たり 180千円	1事業所当たり 150千円	1事業所当たり 120千円	1事業所当たり 90千円	—
4	看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護	1事業所当たり 222千円	1事業所当たり 185千円	1事業所当たり 148千円	1事業所当たり 111千円	—
5	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設、認知症対応型共同生活介護、介護医療院、介護療養型医療施設、軽費老人ホーム（A型及びケアハウス（一般型））、特定施設入居者生活介護、養護老人ホーム	定員1人当たり 28千円	定員1人当たり 28千円に 5/6を乗じた金額 （千円未満切捨て）	定員1人当たり 28千円に 4/6を乗じた金額 （千円未満切捨て）	定員1人当たり 28千円に 3/6を乗じた金額 （千円未満切捨て）	—
6	中途障害者地域活動センター	1事業所当たり 137千円	1事業所当たり 114千円	1事業所当たり 91千円	1事業所当たり 68千円	—

<備考>

- 1 介護サービスと介護予防サービス又は総合事業の両方の指定を受けている場合は、介護サービスの種別のみ対象とする。
- 2 空床を用いて実施している短期入所生活介護については、補助の対象としない。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

横浜市物価高騰対策支援金（令和5年度下半期分）交付申請書兼実績報告書

（申請先）  
横浜市長

（申請者）  
法人名

所在地

代表者職  
代表者名  
担当者名  
電話番号  
e-mail

横浜市高齢者施設等物価高騰対策支援金（令和5年度下半期分）交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて横浜市物価高騰対策支援金の交付を申請します。なお、物価高騰対策支援金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び横浜市高齢者施設等物価高騰対策支援金（令和5年度下半期分）交付要綱を遵守します。

- 1 サービス種別（※要綱別表より選択して記入） \_\_\_\_\_
- 2 定員（※区分5 入所施設等の場合のみ記入） \_\_\_\_\_
- 3 施設・事業所名 \_\_\_\_\_
- 4 申請金額 \_\_\_\_\_ 円
- 5 事業所番号 \_\_\_\_\_ ※介護保険外施設の場合は999999999と記載
- 6 開設年月日 令和5年 10/1以前、10/2～11/1、11/2～12/1、12/2～令和6年1/1
- 7 以下の条件を全て満たすことを誓約します。

- (1) 申請施設・事業所について、事業を開始しています。また、休止・廃止を行っていません。
- (2) 申請施設・事業所について、令和6年3月31日まで事業を継続する見込みです。
- (3) 令和5年10月1日から令和6年3月31日までの間に物価高騰を理由とした光熱費・燃料費の利用者負担の額を引き上げていませんし、しません。また、1日3食提供する入所施設については、物価高騰を理由とした光熱費・燃料費及び食材費いずれか一つでも利用者負担の額を引き上げていませんし、しません。（要綱第2条第3号ただし書きの場合を除く。）
- (4) 申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や、交付要件に該当しないことが判明した場合には、本物価高騰対策支援金を返還します。

7 添付書類

- (1) 横浜市物価高騰対策支援金（令和5年度下半期分）交付請求書 第5号様式（第10条関係）
- (2) 申請施設・事業所の指定通知書（写し）等、事業開設日がわかる書類
- (3) 申請日直近の介護給付費等支払決定額通知書（写し）等、事業を運営していることがわかる書類
- (4) 利用者への価格転嫁が解消されたことが確認できる書類（写し）

※ (2)、(3) については、本市の指示があった場合、(4) は、要綱第2条第3号ただし書きに該当する場合に提出ください。

横浜市物価高騰対策支援金（令和5年度下半期分）交付決定通知書兼交付額確定通知書

様

横浜市長

印

申請のありました、物価高騰対策支援金については、次のとおり交付することを決定し、額を確定したので通知します。

1 サービス種別 \_\_\_\_\_

2 対象事業所・施設 \_\_\_\_\_

3 事業所番号  
※介護保険外施設の場合は999999999と記載

4 交付金額 \_\_\_\_\_ 円

5 交付条件

次のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、その補助金の全部又は一部の返還を求めることがあります。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 申請条件としている誓約条項に反したとき。
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (4) その他法令、条例、規則又はこの要綱に基づき市長が行った指示に違反したとき。

横浜市物価高騰対策支援金（令和5年度下半期分）不交付決定通知書

様

横浜市長

印

申請のありました、物価高騰対策支援金については、不交付とすることを決定したので通知します。

- 1 サービス種別
- 2 対象事業所・施設
- 3 事業所番号  
※介護保険外施設の場合は999999999と記載
- 4 不交付の理由

様式第4号（第8条第2項関係）

第 号  
年 月 日

横浜市物価高騰対策支援金（令和5年度下半期分）交付決定取消通知書

様

横浜市長

印

年 月 日 第 号で交付決定しました物価高騰対策支援金につきまして、交付決定を取り消しましたので通知します。

- 1 サービス種別
- 2 対象事業所・施設
- 3 事業所番号  
※介護保険外施設の場合は999999999と記載
- 4 交付決定金額
- 5 交付決定取消理由



様式第 5 号（第10条関係）

横浜市物価高騰対策支援金（令和 5 年度下半期分）交付請求書

（請求先）  
横浜市長

（請求者 ※様式第 1 号 交付申請書と同一とすること）  
法人名

所在地

代表者職

代表者名

サービス種別

㊤

施設・事業所名

e-mail

事業所番号

※介護保険外施設の場合は999999999と記載

横浜市高齢者施設等物価高騰対策支援金（令和 5 年度下半期分）交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

なお、本請求書は、第 7 条第 1 項に規定する交付決定があった場合にのみ有効とします。また、本請求書の請求日については、同条に規定する交付決定日の翌々日にすることとします。

- 1 請求金額 \_\_\_\_\_ 円
- 2 振込口座

振込先	金融機関名及び支店名	銀行	支店
	預金種別及び口座番号	普通 ・ 当座	No.
	口座名義（フリガナ）		
	口座名義		

※「口座名義人」が「請求者」以外の場合は、委任状を添付してください

- 3 添付書類  
上記振込先がわかる金融機関の口座の通帳等の写し

（担当者）  
氏名  
連絡先

（留意事項） 本様式には押印しないこと。

ただし、受領委任を行う場合（「口座名義人」が「請求者」以外）は、委任状を添付し、押印は、省略できません。

(参考様式)

年 月 日

## 委 任 状

横浜市長

(委任者)

住 所 : \_\_\_\_\_

氏 名 : \_\_\_\_\_ ⑩

(受任者)

住 所 : \_\_\_\_\_

氏 名 : \_\_\_\_\_ ⑩

私（委任者）は、上記の受任者を代理人と定め、次の権限を委任します。

横浜市から交付される物価高騰対策支援金の受領に関する権限